

資料提供

平成20年7月3日
課名：産業廃棄物対策課
担当：伊豫，安藤
電話：内線2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について**1 概要**

産業廃棄物収集運搬業者である株式会社佐々木工務店に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しを行った。

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 (住所)	株式会社 <small>ささきこうむてん</small> 佐々木工務店 代表取締役 佐々木 一央 (広島県山県郡北広島町有田140番地の1)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第340116674号 許可年月日：平成17年2月18日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	平成20年7月3日
処分理由	平成20年4月28日午後0時に広島地方裁判所の破産手続開始の決定がされたことにより、法第14条第5項第2号イに規定する欠格要件に該当し、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消しの規定に該当するに至ったため。